

議事日程第 1 号

平成 2 2 年 4 月 3 0 日 (金)

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 男鹿市議会議長の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議事日程第 1 号の 2

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 男鹿市議会副議長の選挙
 - 第 5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
 - 第 6 議会広報特別委員会の設置
 - 第 7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙
 - 第 8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙
 - 第 9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙
 - 第 1 0 男鹿市農業委員会委員の推せん
 - 第 1 1 継続審査事件の承認
 - 第 1 2 議案上程 (議案第 3 6 号から第 4 1 号まで及び報告第 3 号)
提案理由の説明 (市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 から第 1 2 までは、議事日程に同じ
 - 第 1 3 議案上程 (議案第 4 2 号)
提案理由の説明 (市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
-

出席議員（20人）

1番	三浦桂寿	2番	佐藤誠	3番	畠山富勝
4番	船橋金弘	5番	三浦利通	6番	佐藤巳次郎
7番	吉田直儀	8番	中田敏彦	9番	蓮田信昭
10番	安田健次郎	11番	米谷勝	12番	高野寛志
13番	古仲清紀	14番	土井文彦	15番	小松穂積
16番	中田謙三	17番	戸部幸晴	18番	杉本博治
19番	笹川圭光	20番	吉田清孝		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主任	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	佐藤誠一	市民福祉部長	戸部秀悦
産業建設部長	鈴木剛	企業局長	豊沢正
企画政策課長	山本春司	総務課長	武田英昭
財政課長	加藤謙一	市民生活課長	加藤透
環境防災課長	齊藤豊	子育て支援課長	天野綾子
福祉事務所長	杉山武	農林水産課長	伊藤敦
観光商工課長	田原剛美	建設課長	渡辺敏秀
下水道課長	三浦源蔵	病院事務局長	船木道晴
会計管理者	加藤久夫	学校教育課長	西村隆

生涯学習課長 三 浦 進
監査事務局長 加 藤 公 洋
企業局管理課長 船 木 吉 彰

林業振興課長 伊 藤 岩 男
農委事務局長 高 橋 郁 雄
選管事務局長 (総務課長兼任)

○事務局長（小玉一克君） 本日は、改選後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職を務めることになっております。

出席議員中、杉本議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

杉本議員、お願いいたします。

（年長議員 杉本博治君 議長席に着く）

○臨時議長（杉本博治君） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました杉本でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

午前10時40分 開 会

○臨時議長（杉本博治君） これより、平成22年4月臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

これより、議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（杉本博治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2 男鹿市議会議長の選挙

○臨時議長（杉本博治君） 日程第2、男鹿市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○臨時議長（杉本博治君） ただいまの出席議員数は20人です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（杉本博治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（杉本博治君） 投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○臨時議長（杉本博治君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載いたした上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1 番	三浦桂寿さん	2 番	佐藤誠さん	3 番	畠山富勝さん
4 番	船橋金弘さん	5 番	三浦利通さん	6 番	佐藤巳次郎さん
7 番	吉田直儀さん	8 番	中田敏彦さん	9 番	吉田清孝さん
1 0 番	安田健次郎さん	1 1 番	米谷勝さん	1 2 番	高野寛志さん
1 3 番	古仲清紀さん	1 4 番	土井文彦さん	1 5 番	小松穂積さん
1 6 番	中田謙三さん	1 7 番	戸部幸晴さん	1 8 番	杉本博治さん
1 9 番	笹川圭光さん	2 0 番	蓬田信昭さん		

○臨時議長（杉本博治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（杉本博治君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（杉本博治君） これより開票を行います。

会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、立会人に笹川圭光君、船橋金弘君、吉田直儀君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○臨時議長（杉本博治君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 2 0 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 2 0 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、吉田清孝君 1 8 票、佐藤巳次郎君 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、吉田清孝君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉田清孝君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。吉田清孝君、登壇の上、当選のごあいさつをお願いします。吉田清孝君。

【吉田清孝君当選承諾及びあいさつのため登壇】

○議長（吉田清孝君） 議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

改選後、初議会において大多数の皆さんからご支持を得、議長に選任されましたことに対し、誠に光栄に存じ、厚くお礼を申し上げます。

議長の職務というその責任の重大さを痛感しておりまして、身の引き締まる思いをいたしております。

皆様は厳しい選挙を戦った中で、市民の幸せのため、男鹿市勢発展のため全力を尽くすという共有の認識をしております。今日、議会の果たす役割は大変重要でありまして、そういう観点から活発な市議会であることを思っております。

もとより私は未熟で微力ではございますけれども、皆様から寄せられました信頼と期待に沿うように、誠心誠意、職務を全うしてまいりたいと思っております。今まで以上にご指導、ご鞭撻、そしてご協力のほどをよろしくお願いを申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○臨時議長（杉本博治君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時01分 休 憩

午前11時02分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後の議事は、議事日程第1号の2をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

(職員氏名朗読)

1 番 三浦桂寿さん	2 番 佐藤誠さん	3 番 畠山富勝さん
4 番 船橋金弘さん	5 番 三浦利通さん	6 番 佐藤巳次郎さん
7 番 吉田直儀さん	8 番 中田敏彦さん	9 番 蓬田信昭さん
10 番 安田健次郎さん	11 番 米谷勝さん	12 番 高野寛志さん
13 番 古仲清紀さん	14 番 土井文彦さん	15 番 小松穂積さん
16 番 中田謙三さん	17 番 戸部幸晴さん	18 番 杉本博治さん
19 番 笹川圭光さん	20 番 吉田清孝さん	

○議長(吉田清孝君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(吉田清孝君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(吉田清孝君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

1番三浦桂寿君、2番佐藤誠君を指名いたします。

日程第4 男鹿市議会副議長の選挙

○議長(吉田清孝君) 日程第4、男鹿市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

(議場閉鎖)

○議長（吉田清孝君） ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（吉田清孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（吉田清孝君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1 番	三浦桂寿さん	2 番	佐藤誠さん	3 番	畠山富勝さん
4 番	船橋金弘さん	5 番	三浦利通さん	6 番	佐藤巳次郎さん
7 番	吉田直儀さん	8 番	中田敏彦さん	9 番	蓬田信昭さん
10 番	安田健次郎さん	11 番	米谷勝さん	12 番	高野寛志さん
13 番	古仲清紀さん	14 番	土井文彦さん	15 番	小松穂積さん
16 番	中田謙三さん	17 番	戸部幸晴さん	18 番	杉本博治さん
19 番	笹川圭光さん	20 番	吉田清孝さん		

○議長（吉田清孝君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（吉田清孝君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に笹川圭光君、船橋金弘君、吉田直儀君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（吉田清孝君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票 20 票。

有効投票のうち、中田謙三君 10 票、畠山富勝君 8 票、安田健次郎君 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。よって、中田謙三君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中田謙三君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。中田謙三君より、登壇の上、当選のごあいさつをお願いいたします。

【中田謙三君当選承諾及びあいさつのため登壇】

○副議長（中田謙三君） 副議長就任にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定数減に伴った改選において、皆様方一緒にこの議場に私も入ることができ、また、このような形で副議長の重責を担うことになりました。重ねて、皆様と同様、お礼申し、また、感謝申し上げたいと思います。

今後は、議長を支え、議会融和に努め、頑張るまいりたいと思いますし、市当局とは市民目線でもって対話と議論を重ねて、市勢発展のために、男鹿市議会発展のために頑張りたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願いしまして、就任にあたり一言ごあいさついたしました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田清孝君） 常任委員会等の構成協議のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 13 分 休 憩

午後 3 時 23 分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（吉田清孝君） 日程第 5、男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委

員会条例第8条第1項の規定により、指名いたしたいと思います。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会

畠山富勝さん 佐藤巳次郎さん 蓬田信昭さん 戸部幸晴さん 笹川圭光さん
吉田清孝さん

教育厚生委員会

三浦桂寿さん 吉田直儀さん 中田敏彦さん 安田健次郎さん 高野寛志さん
小松穂積さん 中田謙三さん

産業建設委員会

佐藤誠さん 船橋金弘さん 三浦利通さん 米谷勝さん 古仲清紀さん
土井文彦さん 杉本博治さん

議会運営委員会

畠山富勝さん 三浦利通さん 安田健次郎さん 古仲清紀さん 中田謙三さん
笹川圭光さん

○議長（吉田清孝君） ただいま指名いたしたとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決しました。

日程第6 議会広報特別委員会の設置

○議長（吉田清孝君） 日程第6、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会だより編集等に関する件を特定事件として、委員会条例第6条の規定に基づき、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会だより編集等に関する件は、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、佐藤誠君、佐藤巳次郎君、蓬田信昭君、米谷勝君、土井文彦君、小松穂積君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会並びに、ただいま設置されました議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休 憩

午後 4時22分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 会議時間を午後6時まで延長いたします。

○議長（吉田清孝君） 各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員長には佐藤巳次郎君、同じく副委員長には蓬田信昭君。教育厚生委員長には高野寛志君、同じく副委員長には小松穂積君。産業建設委員長には三浦利通君、同じく副委員長には古仲清紀君。議会運営委員長には畠山富勝君、同じく副委員長には安田健次郎君。議会広報特別委員長には土井文彦君、同じく副委員長には佐藤誠君。

以上のとおりご報告いたします。

日程第7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙

○議長（吉田清孝君） 日程第7、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区消防一部事務組合議会議員に三浦桂寿君、佐藤誠君、佐藤巳次郎君、吉田直儀君、中田敏彦君、小松穂積君、私、吉田清孝であります。以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙

○議長（吉田清孝君） 日程第8、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に船橋金弘君、蓬田信昭君、米谷勝君、古仲清紀君、土井文彦君、戸部幸晴君、笹川圭光君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙

○議長（吉田清孝君） 日程第9、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに

決しました。

八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に畠山富勝君、三浦利通君、安田健次郎君、高野寛志君、中田謙三君、杉本博治君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10 男鹿市農業委員会委員の推せん

○議長(吉田清孝君) 日程第10、男鹿市農業委員会委員の推せんを議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は2人とし、船橋金弘君、中田敏彦君を推選いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、男鹿市農業委員会委員に、以上の諸君が推選されました。

日程第11 継続審査事件の承認

○議長(吉田清孝君) 日程第11、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成23年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出

のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成23年3月定例会まで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時30分 休 憩

午後 4時52分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） ただいま市長から、特に発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本日、平成22年4月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

去る4月11日に執行されました市議会議員選挙において、選出されました議員の皆様一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、議員各位におかれましては、めでたくご当選の栄誉を得られましたことを心からお祝いを申し上げます。

また、本日の臨時会におきまして、議長、副議長をはじめ各常任委員会委員及び議会運営委員会委員並びにそれぞれの正副委員長が選出され、議会構成が決定されたことをお慶び申し上げます。

議員の皆様におかれましては、市民の代表として、市勢発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本市は、教育、環境、観光を柱として、農林漁業をはじめ各種産業との連携を図り、市内経済の相乗効果を上げ、雇用の場の確保や少子化対策などの課題に取り組み、子供たちの声が響くまちづくりに努めてまいります。

市民の期待する活力ある男鹿市という目標に向け、議員の皆様と一体となって市政運営を図ってまいりたいと存じます。皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（吉田清孝君） 次に、副市長より当局の説明員を紹介したい旨の申し出がありますので、これを許します。伊藤副市長

〔説明員紹介〕

日程第 1 2 議案第 3 6 号から第 4 1 号まで及び報告第 3 号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第 1 2、議案第 3 6 号から第 4 1 号まで及び報告第 3 号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 3 6 号 平成 2 1 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分について

議案第 3 7 号 平成 2 1 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

議案第 3 8 号 平成 2 1 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

議案第 3 9 号 男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 0 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 1 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 3 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本臨時会でご審議をいただきます議案件は、補正予算及び条例の専決処分など 7 件ありますが、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 3 6 号平成 2 1 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成22年3月定例会以降、平成21年度男鹿市一般会計の歳入において、地方交付税及び市債などが確定したこと、また、歳出においては、歳入の確定に伴う財源振替のほか財政調整基金への積立金などの措置について、補正予算の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第37号平成21年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成22年3月定例会以降、介護サービス事業勘定における介護予防サービス計画費収入の措置について、補正予算の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第38号平成21年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成22年3月定例会以降、流域下水道事業建設負担金の翌年度繰越額が確定したことから補正予算の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第39号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る取得期間を延長するため、本条例の一部改正について専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第40号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、市民税における扶養控除の一部廃止やたばこ税の税率引き上げなど所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第41号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税における基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の上限を引き上げるほか、倒産や解雇などによる離職者を対象とした国民健康保険税の軽減措置の創設など所要の改正を行うため、本条例の一

部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、報告第3号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本報告は、公用車による交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、去る3月27日に専決処分をしたので、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の説明を求めます。

はじめに、議案第36号及び第39号から第41号まで、佐藤総務企画部長の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） それでは、私から、議案第36号、議案第39号、議案第40号、議案第41号について補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第36号平成21年度一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

本補正予算は、3月定例会以降、歳入においては、地方交付税及び市債が確定したこと、また、歳出においては、歳入の確定に伴う財源振替のほか財政調整基金への積立金などについて措置いたしましたもので、地方自治法第179条第1項により専決処分をさせていただきましたので、このたび、ご承認賜りたいというものでございます。

まず、条文の第1条は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千254万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ171億5千357万3千円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較いたしますと15.5パーセントの増となっております。

当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正は第2表で、第3条の市債の補正は第3表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第1表は、歳入歳出予算補正であります、補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税は 9 6 7 万 5 千円の追加、2 項自動車重量譲与税は 6 8 2 万 7 千円の減額、3 項地方道路譲与税は 4 8 7 万 6 千円の減額であります。

8 款自動車取得税交付金は、4 4 7 万 9 千円の減額であります。

1 1 款地方交付税は、1 億 6 千 5 9 3 万 5 千円の追加で、特別交付税の増額分であります。

1 5 款国庫支出金は、3 千 1 9 万 7 千円の追加で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加などあります。

1 6 款県支出金 2 項県補助金は、1 千 3 7 8 万 7 千円の減額で、新型インフルエンザ予防接種費補助金であります。3 項委託金は 9 1 万円の追加で、道路維持費委託金であります。

1 7 款財産収入でございますが、次の 4 ページをお願いいたします。2 項財産売払い収入は 1 2 9 万 8 千円の追加で、土地売払い収入であります。

2 2 款市債は、1 億 2 千 5 5 0 万円の減額であります。第 3 表市債補正でご説明いたします。

以上の結果、歳入合計は 5 千 2 5 4 万 6 千円を追加し、予算の総額を 1 7 1 億 5 千 3 5 7 万 3 千円といたすものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源 6 9. 0 パーセント、特定財源 3 1. 0 パーセントであります。

次のページ、歳出であります。2 款総務費 1 項総務管理費は 1 億 5 千 2 4 5 万 8 千円の追加で、財政調整基金への積立金などあります。

3 款民生費 1 項社会福祉費は 2 5 0 万円の減額で、老人ホーム入所委託料であります。2 項児童福祉費は 7 千 4 7 4 万 1 千円の減額で、船川保育園建設工事費などあります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費は 2 千 4 7 万 1 千円の減額で、新型インフルエンザ予防接種業務委託料であります。2 項清掃費、4 項病院費は、国の交付金確定に伴う財源補正であります。5 項水道費は 2 2 0 万円の減額で、緊急時給水拠点確保事業出資金であります。

5 款労働費から 6 款農林水産業費、次のページの 7 款商工費、8 款土木費、9 款消防費、10 款教育費、7 ページの 11 款災害復旧費については、市債及び国の交付金確定に伴う財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 5 千 2 5 4 万 6 千円を追加し、予算の総額を 1 7 1 億 5 千 3 5 7 万 3 千円といたすものであります。これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費 5 6. 0 パーセント、投資的経費 1 4. 2 パーセント、その他の経費 2 9. 8 パーセントとなるものであります。

次に、8 ページをお開き願います。

第 2 表は繰越明許費の追加であります。

3 款民生費 2 項児童福祉費、こども手当システム改修事業は 5 3 5 万 5 千円を繰越措置いたすもので、国の具体的な支給内容が 3 月末まで決定されなかったことがその理由であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、新型インフルエンザ予防接種業務委託料 3 0 7 万 5 千円については、国の新ワクチン事業が 9 月ごろと想定されており、この補助事業を本年 4 月以降も継続することから、予算繰越措置をいたすものであります。

次に、9 ページでございます。

第 3 表は、市債の変更であります。事業費の確定に伴う補正で、市債の限度額について申し上げます。

船川保育園整備事業は、8 千 1 3 0 万円を減額し 3 億 2 千 8 6 0 万円に、ため池等整備事業は、1 4 0 万円を追加し、1 千 3 1 0 万円に、経営体育成基盤整備事業は、1 千 3 4 0 万円を減額し 4 千 3 5 0 万円に、基幹水利施設ストックマネジメント事業は、1 0 0 万円を追加し 9 9 0 万円に、漁村再生交付金事業は、1 千 3 5 0 万円を減額し 4 千 5 2 0 万円に、県営漁港事業は、3 0 万円を追加し 8 1 0 万円に、地域水産物供給基盤整備事業は、6 5 0 万円を減額し 2 千 7 0 万円に、治山事業は、1 5 0 万円を減額し 1 5 0 万円に、公営住宅建設事業は、9 6 0 万円を減額し 3 千 5 8 0 万円に、緊急時給水拠点確保事業は、2 2 0 万円を減額し 3 千 4 0 0 万円に、単独災害復旧事業は、2 0 万円を減額し 5 0 万円に、それぞれ変更いたすものであります。

以上で、議案第 3 6 号平成 2 1 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分について説明を終わりますが、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第 39 号、第 40 号、第 41 号について、一括して補足説明をさせていただきます。

いずれも国の法律、政令等の一部改正に基づく一部改正でございます。

まず、議案第 39 号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書の 4 ページをご覧くださいと存じます。

本議案は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令が、去る平成 22 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について専決処分を行ったものであります。

改正内容は、第 1 条の「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改め、固定資産税の課税免除の適応期間を平成 23 年 3 月 31 日まで一年間延長したものでございます。

次に、議案第 40 号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

議案書の 7 ページをご覧くださいと存じます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、主な改正点といたしましては、1 点目として、個人住民税における扶養控除の改正により、平成 24 年適用分から 16 歳未満の扶養控除の廃止及び 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除額の上乗せ 12 万円を改正し、33 万円としたこと。2 点目として、生命保険料控除額の改組により、新たに介護医療保険料控除を創設。一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の、それぞれの適用限度額を 2 万 8 千円として、平成 25 年度分以後の適用としたこと。3 点目として、平成 22 年 10 月 1 日からたばこ税の税率が改正され、1 本当たり 3.5 円引き上げされたこと。4 点目として、公的年金からの特別徴収とされない 65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者の納税方法の改正。5 点目として、非課税口座内における少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されたこと、などの改正に対しまして所要の整備をする必要があることから、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 41 号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

議案書の20ページをご覧いただきたいと存じます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、主な改正点といたしましては、1点目として、国保税の課税限度額が引き上げられ、医療給付費分は47万円を50万円に、後期高齢者医療保険支援分は12万円を13万円に、それぞれ引き上げたすものであります。

なお、介護納付分の限度額は、現行のまま10万円となっており、これらを合計いたしますと、現行の課税限度額69万円から4万円引き上げられ73万円となるものであります。このねらいといたしましては、高額所得層からの保険料収入をふやし、中間所得層の負担軽減を図ることといたしております。

次に、2点目として、国保税の減額措置に係る基準を見直し、国保の被保険者が倒産、解雇等の理由により離職した雇用保険受給資格者、非自発的離職者でございますが、である場合、所得割額の算定基礎となる総所得金額のうち給与所得分の算定をその金額の100分の30として計算した金額とする特例措置を講じ、税額の軽減を図るもので、所要の改正を行うため本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

施行期日につきましては、いずれも平成22年4月1日でございます。

なお、皆様方のお手元に配付してございます新旧対照表につきましては、あとでご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第39号、第40号、第41号について、一括して補足説明いたしましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第37号について、戸部市民福祉部長の説明を求めます。戸部市民福祉部長

【市民福祉部長 戸部秀悦君 登壇】

○市民福祉部長（戸部秀悦君） 私からは、議案第37号平成21年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、補足説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

本補正予算は、平成22年3月男鹿市議会定例会以降、平成21年度介護予防サービス計画費収入の予算措置について、地方自治法の規定により3月31日付で専決処

分させていただきましたので、ご承認賜りたいというものであります。

条文の第1条は、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1千263万5千円とするものであります。

予算補正の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。

第1表は、歳入歳出予算補正で、保健事業勘定の歳入であります。

3款国庫支出金99万6千円の減額及び5款県支出金49万9千円の減額は、介護サービス事業勘定からの繰入金として7款繰入金149万5千円の増額に伴う財源補正であります。

なお、歳出の補正はございません。

4ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入であります。

1款サービス収入は149万5千円の追加で、介護予防サービス計画費収入の増額によるものであります。

次のページ、歳出であります。

1款諸支出金につきましては、149万5千円の追加で、歳入におけるサービス収入に伴う保険事業勘定への繰出金の増額であります。

以上で、議案第37号平成21年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についての説明を終わりますが、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第38号について、鈴木産業建設部長の説明を求めます。鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木剛君 登壇】

○産業建設部長（鈴木剛君） 私からは、議案第38号平成21年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、補足説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成22年3月男鹿市議会定例会以降、平成21年度流域下水道事業建設負担金の確定に伴う予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定に

より専決処分するものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ7万7千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ20億9千488万8千円とするものであります。

当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、繰越明許費については第2条の第2表で、市債の補正は第3条の第3表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。

1款分担金及び負担金は12万3千円の増額であります。2項負担金12万3千円の増額であります。

7款市債は20万円の減額であります。第3表市債補正でご説明いたします。

以上の結果、歳入合計は7万7千円を減額し、予算の総額を20億9千488万8千円といたすものであります。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

3款流域下水道建設費1項流域下水道建設費は7万7千円の減額で、負担金の確定に伴う精算によるものであります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様7万7千円を減額し、予算の総額を20億9千488万8千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費であります。3款流域下水道建設費1項流域下水道建設費、事業名、流域下水道事業建設負担金32万4千円であります。

6ページをお願いいたします。

第3表は市債の変更であります。起債の目的は、流域下水道建設事業で20万円を減額し1千390万円に変更いたすものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、補正前と同じであります。

以上で、議案第38号平成21年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について説明を終えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号から第41号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本6件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第36号から第41号までを一括して採決いたします。本6件については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号から第41号までは、原案のとおり承認されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第42号監査委員の選任についてが提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第13 議案第42号の上程

○議長（吉田清孝君） 日程第13、議案第42号監査委員の選任についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第42号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市市議会議員のうちから選任する監査委員に笹川圭光氏を選任いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第42号監査委員の選任について、採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（吉田清孝君） ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（吉田清孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(吉田清孝君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を賛成とする諸君は「賛成」、反対とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、「反対」とみなします。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 三浦桂寿さん	2 番 佐藤誠さん	3 番 畠山富勝さん
4 番 船橋金弘さん	5 番 三浦利通さん	6 番 佐藤巳次郎さん
7 番 吉田直儀さん	8 番 中田敏彦さん	9 番 蓬田信昭さん
10 番 安田健次郎さん	11 番 米谷勝さん	12 番 高野寛志さん
13 番 古仲清紀さん	14 番 土井文彦さん	15 番 小松穂積さん
16 番 中田謙三さん	17 番 戸部幸晴さん	18 番 杉本博治さん

○議長(吉田清孝君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(吉田清孝君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に畠山富勝君、船橋金弘君、吉田直儀君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(吉田清孝君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、賛成18票。

以上のとおり、全員賛成であります。よって、議案第42号監査委員の選任につい

ては、これに同意することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。これにて4月臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 5時44分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

臨 時 議 長 杉 本 博 治

議 長 吉 田 清 孝

議 員 三 浦 桂 寿

議 員 佐 藤 誠

